

部会の設置について

1 部会の設置について

規約第十二条第一項に基づき、協議会に、整備計画部会と都市再生安全確保計画部会を設置し、以下の事項について必要な協議、調整等（計画の作成、変更を含む）を行う。

(1) 整備計画部会

特定地域の整備計画に関する協議、調整等

(2) 都市再生安全確保計画部会

都市再生安全確保計画に関する協議、調整等

【（参考）規約】

（部会）

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長

二 北海道知事

三 札幌市長

四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者

3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。

4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。

10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

2 規約第十二条以外の運営に関する事項について

- (1) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (2) 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。
- (3) 部会は、部会長が招集する。
- (4) 部会長は、必要に応じ部会の構成員以外の者をオブザーバーとして部会に参加させることができる。
- (5) 部会長は、議事を総理する。
- (6) 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- (7) 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。
- (8) その他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

3 協議会の組織構成イメージ

